

## 令和7年度 第2回豊川市公契約審議会 議事録

- 1 日時  
令和8年1月19日（月） 午後2時00分～午後2時40分
- 2 会場  
豊川市役所 委員会室（本庁舎3階）
- 3 出席者  
委員  
金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）  
渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会）  
落合 利夫（豊川商工会議所 建設関連部会長）  
酒井 雅喜（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）  
森下 保（豊川商工会議所 専務理事）  
※1名欠席  
  
事務局  
総務部長 黒田 紀弘  
総務部次長 天野 広一  
総務部契約検査課課長 林 健史  
総務部契約検査課課長補佐 白井 伸幸  
総務部契約検査課契約係長 井上 徳生
- 4 会議の開催の可否  
公開
- 5 傍聴者  
なし

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 入札制度改革の取組みについて

### 【会長】

次第3の入札制度改革の取組み「(1) 契約保証及び前払金(中間前払金を含む)保証の電子化の取組みについて」、「(2) 土木工事における熱中症対策等の取組みについて」、「(3) 週休2日工事の取組みについて」事務局より説明をお願いします。

### 【事務局】

資料1について説明。

資料2について説明。

資料3について説明。

### 【会長】

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

### 【委員】

資料1について、電子の保証証書に対応している会社は、東日本建設業保証株式会社だけですか。

### 【事務局】

東日本建保証会社のみとなっています。

### 【委員】

今までの紙の証書の保管期限はどのくらいですか。

### 【事務局】

保証書は、工事の契約を行う前に市で確認をして、工事が完了した時にお返しします。

### 【委員】

工事終了後、何年かあとに会計検査や国のチェックが入る可能性があると思うが、その時には必要ないのですか。電子化した時に検査の対象になるのであれば、紙で用意する必要があるのでかなと思います。

### 【事務局】

データ上で保証書を確認するため、データで保管をすることになります。

### 【委員】

データを保管しているのは市役所ではなく、保証会社の方ですか。

**【事務局】**

保証会社と市の方でもダウンロードして保管します。また、民間金融機関については、紙の保証書の写しを取り、原本は業者に返しています。

**【委員】**

契約保証、前払金保証は電子化ということだが、契約自体の電子化についてはどう考えていますか。

**【事務局】**

契約自体の電子化を来年度の後半から切替えができるように、今準備を進めています。

**【委員】**

資料2について、対象は土木工事に限られるということですが、どの工種が含まれていますか。また、対象の範囲はどうですか。

**【事務局】**

水道工事などは対象になります。建築工事については、管工事や電気工事も含め該当となりません。

**【委員】**

建築工事でも初めの基礎工事や地ならしなどは、屋外作業になると思うがどうですか。これは豊川市だけの取組みなのですか。

**【事務局】**

基本的には県に準拠して行っています。

**【委員】**

建築工事が対象でない理由が分かれば教えていただきたいです。

**【事務局】**

主として屋外で行う工事を対象としています。

**【委員】**

これは精算行為（事後変更）で行うということですか。

**【事務局】**

申請をしていただき、設計変更を行うことになります。

**【会長】**

今、災害級に暑いですが、そのような時は工事をやらないということにはならないのですか。対策をするのはいいが、いっそのこと休んでしまうことはできないのですか。

**【事務局】**

設計を行う段階から工期については、猛暑日を見込んで設定する取組みの検討も必要になってくると考えています。

【会長】

他はいかがですか。なければこれで終了します。

#### 4 前回の審議内容、答申（案）について

【会長】

次第4の「前回の審議内容、答申（案）について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料4について説明。

【会長】

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。今年度と変更はなしということですが、いかがでしょうか。おそらく付帯意見をつけるということになってくるとは思いますが、何かご意見などありましたらお願いします。

【委員】

2月ぐらいに労務単価が改正されると思いますが、また5%近く上がるのではと言われていています。全産業で大体5%ぐらい上がり、建設業に関しても4%ぐらい上がる可能性がありますので、本当は81%でもと考えましたが、会社の方も厳しくなる部分もありますので、80%の基準でお願いしたいと思っています。

【会長】

豊橋市でも同じようなことを言っていました。やはり事業者の方が厳しいとおっしゃっていました。

【委員】

端数処理の考え方が明記されていません。裏面の2ページの下限額の算出は10円単位で丸めてありますが、豊川市独自の数字ですか。

【事務局】

本市の取り扱いとして、算出時に計算をして小数点以下の端数が出たときは、労働者の方が有利になるように切り上げとします。今回、80%で計算すると10円単位の数字になります。

【委員】

昨年か一昨年ほど前に、材料費が高騰していることがあったと思いますが、その時は、業者の方から申し出があれば対応する制度がありますとのことでしたが、今年度はそのような話はなかったですか。

【事務局】

契約後、物価上昇分については、スライド計算式により申請をして、確認後変更する制度になっています。一部、事業者の方にも負担していただく部分があるので、結果的に申請するまでに至らないこともあるかと思えますし、現時点で契約中の案件では相談などが幾つかあったと思いますが、変更契約まで至った件数は把握しておりません。

**【委員】**

スライド制度については、豊川市はいち早く対応してくれています。材料費が上がった時は申請していただければと言われていました。実際、その材料が上がっても反映されるのが、かなり時間が経ってからで、申請書類も書くことが多く業者の方も本当は出したいが、トータル的に考えると、申請が出されていないのが現状だと思います。その都度、自動で請負が変わってくれると何も問題なくて済むのですが。

**【事務局】**

単価自体がこのぐらい上昇したというものを出示してもらい、市が負担する部分と業者が負担する部分を計算した結果で変更という流れになっています。

**【会長】**

他にご意見がないようでしたら終了します。

続いて、「答申（案）について」事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

答申（案）について説明。

**【会長】**

それでは、ただいまのご説明についてご意見・ご質問などありましたらお願いいたします。特に無いようでしたら終了します。

## 5 閉会

**【会長】**

それでは、本日の議題は以上となりますが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。他に意見はないようですので、最後に事務局からお願いします。

**【事務局】**

連絡事項がございます。今回までに審議していただきました内容につきましては、委員の皆様にご最終のご確認をしていただいた後、後日、答申をさせていただきます。今年度の審議会は今回で終了し、来年につきましては、今年度同様に10月以降に2回～3回の開催を予定しておりますが、委員の皆様の任期が令和8年9月26日までとなっておりますので、事前に調整させていただき、開催させていただくこととなりますので、よろしくごお願いいたします。

以上です。

**【会長】**

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回豊川市公契約審議会を終了します。ありがとうございました。